昭和55年 4 月20日558号

広報 千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

きょうから一年生

四月七日、区立小・中学校で入学式が行われました。

新入生は、見るもの聞くもの新しいものばかりで、新しい生活の期待に胸をふくらませていました。

(**写真上**、ことし改築されるため、ツタのからまる校舎では最後の入学式―一橋中学校　**写真下**、お母さんといっしょに、先生からいろいろ話を聞く新一年生―富士見小学校)

5月5日　こどもの日
体育館で「親子スポーツデー」
お風呂屋さんで「しょうぶ湯」

日頃、お子さんと、またお父さん、お母さんと運動する機会はなかなか少ないものです。ぜひ、ご来場ください。

なお、当日は運動できる服装でおいでください。

時間は、午前九時から午後五時までです。

〝親子スポーツデー〟についての問合せは、総合体育館管理事務所（内神田二―一―八　☎256―八四四四）へ。

区分		内容	会場
レクリエーション・コーナー	親子体操	親子で楽しめる体操を指導します。	主競技場
	こども体操	トランポリンや平均台を使った楽しい体操をします	
	フォークダンス	みんなで楽しめるフォークダンスを行います	
	チビッコ広場	鉄棒、トランポリン、とび箱が楽しめます	
	遊びの広場	なわとび、ビーチボールで楽しく遊べます	柔道場・剣道場
スポーツ指導コーナー		バドミントン、バスケットボール、卓球、相撲、アーチェリーを指導員が指導します	各競技場
チビッコ水泳指導コーナー		小学生を対象に水泳指導します	室内プール
成人体操教室		お父さんやお母さんの健康づくりに役立つ体操を指導します	主競技場
スポーツ健康相談コーナー		腰痛や肩こりを直す体操の指導や健康についての相談を受けます	トレーニング・ルーム

親子でスポーツを
体育館を無料開放

区立総合体育館では、五月五日の「こどもの日」を〝親子スポーツデー〟として、親子がいっしょに運動ができるよう全施設を無料で開放します。

当日は、親子でいっしょに楽しめるレクリエーション・コーナーをはじめ、各種競技指導コーナー、スポーツ健康相談コーナーなどが設けられます。

「ゴールデン・ウイーク」最後の楽しみ―五月五日の「こどもの日」。区では「こどもの日」を親子でいっしょに過ごしてもらおうと、総合体育館の無料開放と区内のお風呂屋さんの協力で「しょうぶ湯」を実施します。

体育館でスポーツを楽しんだあと、しょうぶの薫る大きなお風呂につかり、親子で背中を流し合うのも「こどもの日」の楽しい過ごし方のひとつだと思います。

どうぞ、おいでください。

親子で背中を
お風呂屋さんで「しょうぶ湯」

区内の公衆浴場でも区と協力して、こどもの日に「しょうぶ湯」をたて、小学生以下のお子さんを無料で招待します。

この「しょうぶ湯」は、銭湯を知らないこどもたちにその良さを知ってもらい、また、自分の家にお風呂があるため、公衆浴場から足が遠のいたひとたちにも、広々とした公衆浴場の良さを見直してもらおうと行うものです。

しょうぶの薫りがただよう広々とした湯船につかり、親子で背中を流し合うのはいかがですか。

どうぞ、おいでください。

なお、お子さんには、湯上りにお菓子をプレゼントします。

当日は、もちろん一般のひとも利用できますし、敬老入浴券でも利用できます。

入浴時間　午後一時～午後十時

入浴料金

小学生以下　無料

一般利用者　百八十円

「しょうぶ湯」についての問合せは、保健衛生部管理課へ。

区長にひとこと　電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151　毎月1日と15日　午前10時～11時30分

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、
お気軽にダイヤルしてください。
区長が直接お話をうかがいます。

人事異動

〔四月一日付〕　（内は旧職）

課長級

教育委員会指導室長・教育研究所長兼務＝**川島誠一**（教育庁指導部指導企画課主任指導主事）

転出（三月三十一日付）　（内は転出先）

教育委員会指導室長・教育研究所長兼務＝**栗田熊雄**（台東区立上野中学校長）

退職（三月三十一日付）

千代田図書館長＝**坂島清**

経営上などの資金ぐりにご利用を

商工融資

金利を改訂、返済期間も延長

区では、区内の中小企業者が企業経営に資金が必要なとき、低利で長期返済のできる商工融資を行っています。

この融資には、利用する方の負担を少しでも軽くするため、区が利子補給を行っています。

今年度は、融資枠を拡大するとともに、設備資金・公害防止資金の貸付限度額を500万円から600万円に増額し、返済期間を6か月延長しました。

なお、金利の本人負担分が、いずれも一律0.9%(勤労者生活資金は0.28%)あがりました。

営業資金 ＝四百万円

買掛金決済、支払手形決済、商品材料の仕入れなど、経営上の運転資金が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に住所(営業の本拠)があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること
②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
③最近一年間の事業税または住民税を完納していること
④営業資金・設備資金の融資をすでに受けたひとは、その融資を全額返済していること
⑤区内に住む連帯保証人がいること(法人の場合は代表者個人)

設備資金 ＝六百万円

店舗の改装、機械類の購入、営業用車両の購入などに資金が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと

営業資金と同じ

公害防止資金＝六百万円

公害防止のための設備などで資金が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に住所(営業の本拠)があること
②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
③最近一年間の事業税または住民税を完納していること
④区内に住む連帯保証人がいること(法人の場合は代表者個人)

従業員独立開業資金 ＝五百万円

区内の中小企業で働いているひとが、同一業種で事業を始めようとするとき、ご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内の同一企業に引続き八年以上勤務し、二十三区内で指定金融機関の定める地区に退職後引続き同一業種で開業するか、開業してから六か月以内のひと
②最近一年間の住民税を完納していること
③勤務していた企業の事業主の連帯保証か、指定金融機関の認める連帯保証人がいること

小規模企業特別資金 ＝二百万円

とくに規模の小さな企業で「営業資金」や「設備資金」が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に住所(営業の本拠)があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること
②常時使用している従業員が十人以下であること
③東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
④最近一年間の事業税または住民税を完納していること
⑤小規模企業特別資金の融資をすでに受けたひとは、その融資を全額返済していること
⑥区内に住む連帯保証人がいること(法人の場合は代表者個人)

勤労者生活資金 ＝三十万円

病気にかかったときや結婚をするため、あるいは生活に必要な品物を購入するために、資金が必要になったときご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に居住し中小企業に勤務するか、区内の中小企業に勤務していること
②勤務している中小企業で引続き一年以上働いていること
③前年度の住民税を完納していること
④満二十歳以上のひと
⑤連帯保証人がいること

融資の手続 申込みから融資まで

①融資の申込受付は、商工課で常時行っています。窓口においてください
↓
②書類を商工課で審査して指定金融機関へのあっせん書をお渡しします
↓
③そのあっせん書を添えて、指定金融機関に申込んでください
↓
④指定金融機関および東京保用保証協会で審査のうえ資金をお貸しします

資金の種類

資金の種類	貸付限度額	利子(本人負担分)	据置期間	返済期間(据置後)
営業資金	400万円	年7.0％	4か月	42か月
設備資金	600万円	年7.0％	6か月	54か月
公害防止資金	600万円	年3.25%	6か月	54か月
従業員独立開業資金	500万円	年7.0％	6か月	54か月
小規模企業特別資金	200万円	年6.25%	4か月	42か月
勤労者生活資金	30万円	年5.57%	1か月	33か月

商工融資についてのくわしいことは、商工課融資係に問合せてください。

人口増加対策のための 区の住宅政策

国鉄飯田町駅構内の開発計画（区案）

区では、夜間人口の減少を防止し増加を図るため、区営住宅の建設を進めるとともに、移転跡地の公共利用を図り、公団・公社住宅の誘致を積極的に推進していきます。

そこで、国鉄が「会員制ホテル」の建設を計画している飯田町駅構内の国鉄職員宿舎用地に、住宅公団との提携による住宅建設を行うよう、国鉄に要望しています。

夜間人口増加対策のための 区営住宅の建設や 公社・公団住宅なども誘致

昭和三十年代には十二万人以上あった千代田区の人口が、年々減り続け、現在ではその半分の六万人台にまでなってしまいました。

このように、年々減少し続ける人口をどのようにくいとめ、また、どのように増やしていくかが、区政を進めていく上で大きな課題になっています。

このため、千代田区では、昭和四十年から区立住宅の建設に踏切り、昭和四十六年まで五か所に二百三十四戸を建設し、現在六百十人余りの方が入居しています。

更に、昭和五十年に特別区の制度が変り、それまで二十三区の地域では公営住宅法に基づく公営住宅は、東京都のみが建てることができたものを、区でも建てることができるようになりました。

これを機会に、区の長期総合計画で、住宅政策として、区営住宅の建設、公団・公社住宅の誘致、また、区民の自力による住宅建設の方策などの施策を明らかにしました。

その中で、「区営住宅」の建設は今後十年で三百戸の建設を目標にしています。

しかし、これだけでは十分でなく、また、区が直接住宅を建てることは、工事費がかさむこともさることながら、現状では用地の確保が極めて困難です。

そこで、区営住宅の建設に合せて、都、都住宅供給公社、住宅公団等に積極的に働きかけることにより、公共住宅の建設誘致に努めます。

その例として、飯田橋三丁目の国鉄用地に対する区の取組み方について、ご紹介します。

国鉄職員宿舎用地などに 公団住宅の建設を要望

区では、国鉄が飯田橋三丁目の国鉄職員宿舎用地（約五千三百平方㍍）と、それに隣接している機関区用地（約六千七百平方㍍）の有効的活用による開発について検討していることに着目し、その開発方向として日本住宅公団と提携により住宅建設を中心にした開発を行うよう国鉄に対して要望しています。

この飯田町駅構内の開発について遠山区長は、「千代田区の夜間人口の減少を防止し、さらにその増加を図っていくことが、本区の最も重要な課題であると考えている。

そのため、住宅の確保を重要な施策として、二十三区中初めての事業である区営住宅の建設を進めているほか、区民の自力建設を促進するための方途を検討するとともに、住宅公団、住宅供給公社等の公共住宅の建設誘致を今後、積極的に推進していく考えである。

そこで、国鉄の飯田町駅構内開発計画に関しては、この土地が区内でも数少い大規模な開発用地であることに着目し、これまでも、日本住宅公団による住宅建設を中心とした開発について、鋭意、検討を重ね、ここに、区としての一定の考え方をまとめたところである。

この考え方をもとに今後とも更に、日本住宅公団と密接な連携を保ちつつ、国鉄に対して強力に働きかけ、ぜひとも都心に公団住宅の建設が実現するよう努力したい」と述べています。

つぎに、区の国鉄への要望についてご紹介します。

区が示した案は 三ＤＫ約三百三十戸の建設

区長は、国鉄総裁に対しつぎのことを文書をもって要望しました。

①飯田町駅構内の開発にあたっては、職員宿舎用地及び機関区用地を一体として開発すること

②前記の開発は、住宅建設を中心として行い、その事業化にあたっては、日本住宅公団との提携により行うこと

③今後、当該開発計画を進めるにあたっては、本区と十分協議のうえ、本区の理解を得て行うこと

そして、これに伴う区の案は、国鉄職員宿舎用地と機関区用地を一体とした開発プランで、その規模は地上十七階、地下二階からなる建物を建設し、地下二～地上三階までに事務所、店舗、公共・公益施設などを、四～十七階を住宅にし、これにより三ＤＫを約三百三十戸確保しようとするものです。

この区案に対して国鉄側から回答が出されましたが、千代田区と国鉄との考え方には、まだへだたりがあります。

これからも 国鉄に働きかけ

区議会では、三月に開かれた第一回区議会定例会において、この飯田町駅構内の土地に公共住宅等公共施設を確保するため「飯田橋国鉄用地利用対策特別委員会」を設置し、調査を始めるとともに、「飯田町国鉄用地の会員制ホテル等建設計画に反対し、国鉄用地利用対策の基本的再検討を求める意見書」を、国鉄総裁あてに提出しました。

区では今後とも、区の人口減少を防止し、増加を図るために区議会と一体となって本区の意向を十分に理解してもらうよう、国鉄に働きかけ、協議しながら、公共住宅の建設が実現するよう努力していきます。

さらに、今回ご紹介した飯田橋国鉄用地のような大規模な開発の可能な国鉄の用地が、区内にはまだ多くあります。

それら全体の開発のあり方をふまえ、その中で飯田橋駅構内の開発計画にも対応し、公共住宅を誘致する方向で、積極的に働きかけていきます。

区が国鉄に示した案

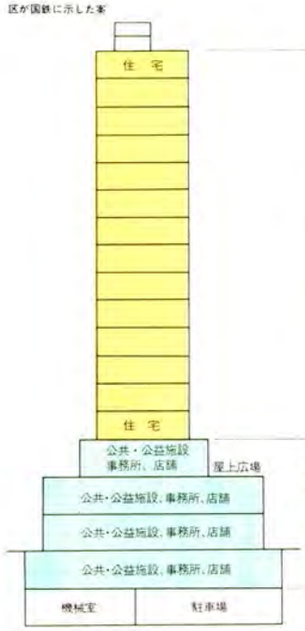

住み良い街づくりのために 用途地域等の見直し

わたしたちが、いろいろな用途や形の建物をお互い好き勝手に建てたら、住宅、工場、病院、学校などが無秩序に混在した住みにくい街になってしまいます。

都市計画法では、このようなことのないよう、安全で住み良い街づくりを計画的に進めていくため建物の用途を制限する用途地域をはじめ、大きさを制限する容積率、建ぺい率や高度地区、防火地域などの地域地区を設けています。

東京都では、昭和四十八年十一月に地域地区の全面的な改正を行ない、千代田区の用途地域は約六十パーセントが商業地域、約四十パーセントが住居地域に指定されました。

しかし、それから六年以上たったいま、日影規制の制定やその後の土地利用状況の変化などで実情に合わない地域もでてきています。

そこで東京都では、これらの見直しをするための基本となる「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」をこのほど作成しました。

この基本方針は、「地域の安全性向上」、「自然の保全回復と生活環境の整備」、「機能的な都市形成」の三つの柱からなっています。

そこで区では、用途地域などの見直し作業を行い「千代田区試案」を作成することにしました。

試案作成にあたっては、区民のみなさんのご意見を十分に反映させたものにしていくため、地元説明会を開催することにしています。

説明会の日程などは次号の「区のおしらせ」でお知らせします。

用途地域等の見直しは、つぎの方法で行われます。

地元説明会
↓
千代田区の都市計画審議会
↓
千代田区試案
↓
都との調整
↓
都調整案
↓
都　案
↓
都市計画決定公示

用途地域等の見直しについてのくわしいことは建築部都市計画課に問合せてください。

新たに……心身障害者と難病の方にも……寝具の乾燥サービス……

区では、心身に障害があったり難病に侵されているため寝たきりの毎日を送っているひとにも、新たに「寝具の乾燥サービス」を行います。

これまで、六十五歳以上のおとしよりで、三か月以上寝たきりのひとに行ってきた年二回の寝具の丸洗いと、年四回の乾燥消毒のサービスの対象を広げ、今年度から実施するものです。

対象となるひとは、寝たきりでつぎのいずれかに該当するひとです。

- 身体障害者手帳の一・二級
- 愛の手帳の一・二級
- 脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病（区の指定する三十一疾病）
- その他、区長が特に必要があると認めるひと

なお、必要書類などくわしいことは福祉課厚生係に問合せてください。

新しい敬老入浴券

希望するひとに郵送

昭和五十五年度の新しい敬老入浴券は、四月末日に郵送します。

なお、ことしの二月一日以降転入した六十五歳以上の方で、入浴券を希望するひとは福祉課までご連絡ください。

寄付

社会福祉事業資金として

金　九万五千八百二十八円
「フェスティバル神田」実行委員会殿

金　十三万六千三百二十一円
前垂会殿

金　九万五千二百二十円
美津濃株式会社東京店殿

金　二万円
地下鉄開通祝実行委員会（神田後楽園通り商店連合会）殿

金　七万四千円
南神実業会殿

5月末まで納付 国民年金 特例納付

年金権をとり戻す最後のチャンス（

あなたの健康

保健所で

春の定期予防接種

いずれも午後二時から三時三十分まで区立富士見小学校で。

麹町保健所 ☎212－七八一四（分室　富士見二－二－十四）

神田保健所 ☎291－三六四一

三種混合ワクチン（ジフテリヤ・百日せき・破傷風）　第一期＝昭和五十二年十月一日～五十三年三月三十一日出生者　とき＝一回目＝五月八日㈭、二回目＝六月十九日㈭、三回目＝六月十九日㈭（予備日七月十日㈭）　第二期＝第一期完了者で昭和五十一年十月一日～五十二年三月三十一日出生者　とき＝七月十日㈭

小児まひ生ワクチン　対象＝昭和五十四年七月一日～十二月三十一日出生者（一回目）と五十四年一月一日～六月三十日出生者（二回目）　とき＝いずれも五月十四日㈬（予備日五月二十一日㈬）　問合せ＝麹町保健所予防課業務係へ。

栄養相談　五月九日㈮　午後一時～三時三十分　ところ＝神田保健所　対象＝区民五名（先着順）　申込み＝電話で神田保健所予防課業務係へ。

胃の集団検診　五月二十二日㈭　午前九時から　ところ＝東京都がん検診センター　対象＝三十五歳以上の区民二十五名（先着順）　申込み＝電話で麹町保健所予防課業務係へ。

呼吸器系検診　毎月第一・三月曜日　午前九時～十時三十分　ところ＝麹町保健所　対象＝せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひと　検査内容＝肺機能検査、エックス線検査、血圧測定、尿検査など　申込み＝電話で麹町保健所予防課業務係へ。

青果物消費者サービスデー

5月1日(木)・15日(木)

青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売

5月9日(金)

黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

5月14日(水)・28日(水)

濃紺のノボリの魚屋さんで

5月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　㊒印は午後5時まで　㊓印は午後5時～10時

3日	提医院	☎261-3824	麹町6－4
	奥田医院	☎254-0701	神田多町2－9
4日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	神保	☎261-0072	神田神保町2－8
5日	中島医院	☎261-9319	隼町3－11
	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
11日	滝医院	☎264-3101	九段南4－3－1
	須田町医	☎251-2097	神田須田町1－8
18日	野田医院	☎261-4117	一番町10
	至誠堂医院	☎251-2777	神田多町2－6
25日	小川医院	☎261-1413	飯田橋1－10－7
	㊒千代田内科クリニック	☎256-9491	神田鍛冶町3－3
	㊓同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレホンサービス
☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

おしらせ

六月の湯河原千代田荘

六月利用分は、五月八日㈬までに届くよう申込んでください。

箱根千代田荘は、配管工事をはじめ内外装の改修工事に取りかかっていますので、今月、利用できるのは湯河原千代田荘だけです。

なお、六月一日から賄料が変り、湯河原千代田荘の利用料金（一泊二食付）は、大人二千八百円、こども千二百円となります。六月の利用できない日は、つぎのとおりです。箱根千代田荘＝休館中　湯河原千代田荘＝三日、四日、五日、六日、十七日、十八日の六日間、申込み・問合せ＝区民部区民課

あなたの街で区民相談

とき＝五月十二日㈫、午後一時～四時（受付は三時まで）　ところ＝万世橋区民会館　相談内容＝法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般　問合せ＝広報課区民相談係

千代田図書館の休館

五月十四日㈬から三十一日㈮まで図書や資料の点検・整理のため、特別休館します。

五月の野外こども会

時間はいずれの会場も午後二時～三時三十分まで、雨天・強風の場合は延期（ただし北の丸公園皇宮警察寮庭は区役所、神田児童公園は神田公園出張所で行います）。参加者にはおみやげがあります。

六日㈫＝平河町（児）（心法寺（児）合同）　七日㈬＝芳林公園　八日㈭＝錦華公園　九日㈮＝佐久間公園　十二日㈪＝東郷元帥記念公園　十三日㈫＝淡路公園　十四日㈬＝西神田公園（神三・三崎町（児）合同）　十六日㈮＝和泉橋出張所　十九日㈪＝富士見出張所ピロティー　二十日㈫＝神田児童公園　二十一日㈬＝興産信用金庫（神田駅前地区）　二十二日㈭＝料亭会館　二十三日㈮＝北の丸公園皇宮警察寮庭（築土神社合同）　二十六日㈪＝朝日信用金庫（岩本町二丁目・竜閑（児）地区）

児童館で

富士見児童館　☎262―一〇四〇

映画会　四月二十六日㈯、午後三時三十分～四時三十分　「鳩と車イス」「一休さん」

西神田児童館　☎294―〇六二一

球技大会　四月二十六日㈯、午後二時三十分から　小学校一年生以上を対象に、ドッジボールなど。

神田児童館　☎253―六〇二一

映画会　五月五日㈪　午後二時から　母をたずねて三千里―「行かないでお母さん」「すすめフォルゴーレ号」「待っててくれたフィオリーナ」

保健婦（大学卒程度）を募集

特別区に勤務する保健婦を募集します。　募集人員＝二十名程度　受験資格＝昭和十年七月二日から三十三年四月一日までに生れたひとで、保健婦の免許を持っているか、今年三月の国家試験を受験したひとで免許を取得する見込みのあるひと　試験日＝五月十六日㈮午前九時から　東京区政会館で。　申込書＝特別区人事委員会または各区役所人事担当課　申込期限＝郵送の場合は五月六日㈫、持参の場合は五月十五日㈬　問合せ＝特別区人事委員会事務局任用課（〒102千代田区九段北一―一―四東京区政会館内　☎265―〇六七一）

ヤマベ釣大会

とき＝五月二十五日㈰、午前六時秋葉原駅西口広場出発　ところ＝狩野川　募集人員＝百名　参加資格＝区内在住・在勤者　参加費＝三千五百円（エサ代、弁当は各自持参）　申込み＝五月十七日㈮までに参加費を添えて社会教育課体育係へ。なお、アユ釣が解禁になったときは静岡方面に変更します。

総合体育館で　☎256―八四四四

トレーニングルームのご利用を！

五月からは新たに「体力相談日」を設け、つぎのような日程で講習会を開催します。トレーニングルーム初心者講習会＝毎週火曜日午後六時～八時三十分　成人体操＝毎週水曜日午後七時～八時　婦人体操＝毎週木曜日午前十時～十一時　健康体操＝毎週土曜日午後二時～三時三十分　トレーニング器具の使い方＝毎月第一金曜日午後七時～八時　サーキットトレーニング講習会＝第二金曜日午後七時～八時　ウェイトトレーニング講習会＝第四金曜日午後七時～八時

体力相談＝第3日曜日＝午後二時～五時　いずれも当日、運動できる服装でおいでください。

個人利用はできません

全施設＝五月二日㈭の夜の部（祝日のため）　主競技場＝五月十二日㈪、午後六時～九時　バドミントン講習会のため）　相撲場＝五月二十五日㈰、午後一時～五時（都民大会のため）

休館日が変更になります

五月五日㈪に〝親子スポーツデー〟として開館するため、翌日六日㈫が休館日となります。

納期のおしらせ

昭和五十五年度軽自動車税の納期限は、四月三十日㈬です。

忘れずに区役所、出張所、またはお近くの金融機関へ納入してください。

＊

震度6　を体験してみませんか

起震車「しんちゃん号」

「しんちゃん号」のシンボルマーク

ご乗車の記念に差上げます

申込みは防災課まで

区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

区立施設巡回バス

・バスが巡回する施設は、区役所、出張所、老人福祉センター、富士見福祉会館、保健所です。
・時刻表は、区役所や出張所にあります。

住民税の所得控除が改正されました

地方税法と区税条例の一部が改正され、四月一日から住民税の所得控除額などが変りました。

住民税の所得控除額の引上げ

一万円の引上げ

・基礎控除額　二十二万円
・配偶者控除額　二十二万円
・配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除額　二十二万円

二万円の引上げ

・扶養控除額　二十二万円
・老人扶養控除額　二十三万円
・特別障害者控除額　二十三万円
・障害者・老年者・寡婦・勤労学生控除額　二十一万円

新設

・同居の老人扶養控除額　二十六万円

住民税均等割の引上げ

・特別区民税　千七百円を二千円
・都民税　三百円を五百円

均等割の非課税限度額の引上げ

住民税は、均等割と所得割と合せて課税されますが、被扶養者を含む一人当りの所得が一定額（非課税限度額）以下の場合、均等割が非課税になります。

今回の改正により、この非課税限度額が二十万円から二十二万円に引上げられました。

このほか、区民税の所得割の税率適用区分が改正されました。

電気・ガス税の免税点の引上げ

電気税は五月支払分から免税点が月額二千四百円を三千六百円に、ガス税は六月支払分から月額七千円を一万円に引上げられました。

婚姻届などは休祭日でもできます

休祭日には、晴着姿がとくに目につくシーズンです。

婚姻届の手続きは、休祭日でもできます。受付は区役所の宿直で行っていますが、あらかじめ届出の内容に誤りがないか戸籍課で確めておいてください。

なお、平日にはご希望の方に、ご結婚の記念として婚姻届受理証明書を発行しています。

赤ちゃん誕生記念アルバム

区内に住んでいるひとに赤ちゃんが生まれたとき、記念にアルバムを差上げています。出生届を他の区市町村に出したときは、母子手帳をお持ちください。なお、出生届は十四日以内にしてください。

千代田区ぶらり散歩道

16　オフィス・センター丸の内

オフィス・センターとしてその名を知られている丸の内。

この丸の内のビル街も、明治の頃は陸軍用地で、一面野原であったが、明治二十三年に三菱が払下げを受け、今日のオフィス・センターに発展した。

東京駅で丸の内・中央口をでると、ずらりと建ち並ぶビル街の中央道路の向うに、皇居の緑や、巽櫓、富士見櫓を見ることができる。

東京駅から皇居に向って進み、丸ビルと郵船ビルの間の道路を左に入る。

丸の内中通り通称一と呼ばれるこの通りは、丸の内一・二・三丁目を通っており、ビルの谷間にもかかわらず、百合樹並木や、草花の咲く生垣などがあり、大変整備されている。

また、この丸の内中通りは、正午から午後一時までの間〝歩行者天国〟となり、丸の内で働くサラリーマンの散歩道としてにぎわう。

この丸の内中通りに新しい〝名所〟ができる。

それは、この丸の内は、明治五年から昭和四年まで、道三町、銭瓶町、永楽町と呼ばれ、現在の丸の内一丁目の区域は、八重州町と呼ばれていた。

この区域が八重州町と呼ばれていたのは、むかしここにオランダ人ヤンヨウステンが居住を許されたということから命名され、これを記念してヤンヨウステンが日本に乗ってきた帆船〝リーフデ号〟を型どった模型が、造られることになったものである。

丸の内中通りを有楽町よりにさらに歩く。

明治の頃を思わせる赤レンガ造りのビルは、もうほとんど残っていない。

丸の内三丁目の交差点までくると、右側に皇居外苑が見え、左側に行くと都庁の庁舎がある。

この都庁の庁舎は、明治二十七年に完成した東京府庁舎があったところにあり、この東京府庁舎がビル街建設の先鞭となった。

現在、都庁前には、江戸城を築いた太田道灌の像が、丸の内の変ぼうをあたかも見守るかのように立っている。

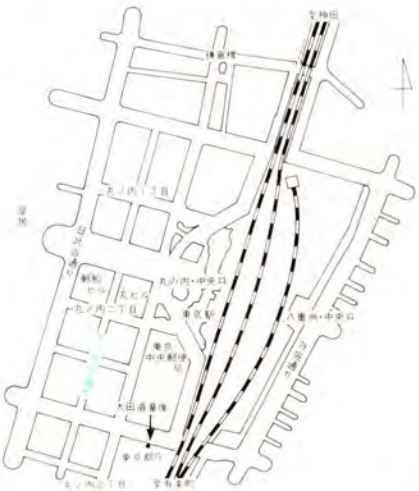

丸の内中通り